

随意契約の結果

【令和4年5月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
UR営業センターにおける郵券及びレターパックの購入(2022.6)	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月24日	日本郵便(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	101000112577	2,097,290円	2,097,290円	100.0%	本業務は、住宅経営部営業部門とUR営業センターにおける書類郵送用の郵券及びレターパックの購入である。業務の目的物である郵券等は価格が統一されており、競争性がないことから会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
UR藤沢営業センター貸室転賃借契約	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月30日	日本郵便(株) 神奈川県横浜市中区南仲通2-21-1	4020001029495	8,137,956円	8,137,956円	100.0%	当該契約は、UR賃貸住宅募集業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸者契約を締結したものであるが、当該業務は現在も継続中であり、引き続き当該物件を「UR藤沢営業センター」とすることが業務遂行上必要であることから、会計規定第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 なお、当該契約は契約相手方を転賃人とする貸室転賃借契約である。	-				
営繕積算システムRIBIC2賃貸借	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月13日	建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	4010405010399	2,051,720円	2,051,720円	100.0%	本契約は、公共建築物のコスト管理システムとして利用され、当機構においてもコスト管理システムで利用しているパッケージソフトのライセンスプログラムの使用権許諾及び保守サービスを提供するものである。当該当該法人は当該パッケージソフトの製造者であることから、ライセンスプログラムの使用権許諾及び保守サービスを提供することのできる唯一業者であるため、会計規則第51条3項第1号に基づき、当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
UR賃貸ショップ蒲田事務所賃貸借契約更新に伴う更新料及び賃料支払い	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 田島 満信 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月6日	(個人)	-	55,154,000円	55,154,000円	100.0%	当該契約は、賃貸住宅募集業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も履行中であり、引き続き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				契約相手方
新宿アイランドタワー17、18階UR新設2次側LAN設備工事	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月30日	(株) きんでん 大阪府大阪市北区本庄東2-3-41	1120001063033	2,942,500円	2,942,500円	100.0%	本業務は、新宿アイランドタワーにおけるLAN敷設工事である。 当該法人は賃貸借契約を結んでいるビル所有者の指定業者であり、賃貸借契約等により、当該法人が施工することが規定されている。 よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該業者と随意契約を行ったものである。	-				